

誰もが住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように

「地域福祉権利擁護事業・成年後見制度をご利用ください」

認知症や物忘れ、障がい等によって、自分の生活に必要な福祉サービスをはじめとする、さまざまな契約について判断したり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが困難になっていく方がおられます。

こうした方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために利用することができる「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」という権利擁護の仕組みについて、簡単に紹介します。



地域福祉権利擁護事業とは？

認知症や障がい等により、判断能力に不安がある方を対象とし、本人の自己決定を支えるための支援をする事業です。（認知症など、病気の診断や障がいの手帳の有無は問いません）

◆支援内容

●福祉サービスの利用援助（基本サービス）

福祉サービスの情報提供や、手続きの方法や利用についての助言などを行います。

●日常的な金銭管理サービス

公共料金や家賃など、生活に必要な支払いや生活費等の預貯金の払い戻し、預け入れなどの支援を行います。

●書類等預かりサービス

預貯金の通帳や権利証、実印など、大切な書類をお預かりします。

◆支援方法

本人の自己決定を支えるための情報提供、助言、相談、同行（本人への付き添い）を基本としています。

成年後見制度とは？

認知症や障がい等によって十分な判断が難しい方を対象とし、本人にかわって財産の管理や契約をする制度です。

能力の程度により、「補助」（判断能力が不十分）・「保佐」（判断能力が著しく不十分）・「後見」（判断能力を欠くのが普通の状態）の3類型があります。

◆支援内容

●財産管理

本人の年金や資産、負債の有無、収入、支出を把握し、本人のために必要な支出を計画的に行いながら資産を維持する行為です。（不動産の管理や処分、

権利証や通帳などの管理など）

●身上監護

介護契約や施設入所契約など、本人の身上的世話や、療養看護に関する行為です。（入院手続きや費用の支払、介護保険サービスの利用手続きなど）

制度についての詳しい内容、ご自身やご家族の財産管理等で不安のある方は、お気軽にご相談ください。

【問合せ先】
健康福祉課・南部地域包括支援センター（健康管理センターすこやか内）
☎66・5524